

第2章 各論

第1 大気汚染

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 大気汚染の発生源の状況

(ア) 固定発生源の状況

工場、事業場、廃棄物処理施設等の主要な大気汚染の発生源の分布状況

(イ) 移動発生源の状況

道路等の位置、規模、構造及び供用の方法並びに自動車等の種類ごとの交通量の状況

イ 大気汚染評価物質の濃度等の状況

第1章別表1の大気汚染の定義欄に定める物質（以下「大気汚染評価物質」という。）の濃度等の状況

ウ 地形及び工作物の状況

大気質の移流、拡散及び逆転層の出現等に影響を及ぼす起伏、傾斜等の地形及び工作物の位置、規模等

エ 気象の状況

大気質の移流、拡散等に影響を及ぼす風向、風速、気温、日照、日射量、放射収支量又は雲量

(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

調査すべき情報のうち「イ 大気汚染評価物質の濃度等の状況」については、原則として、既存の測定結果により調査を行う。現地調査を行う場合は、環境基準その他国の告示若しくは通達で示されている測定方法、日本産業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。

「エ 気象の状況」については、原則として、既存資料（地上気象観測結果等）により調査を行う。実施区域周辺の特殊な気象の状況を把握する必要がある場合には現地調査を行う。現地調査を行う場合は、法令等に定める方法又はこれらに準ずる方法による。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。ただし、発生源の状況については、影響を受ける周辺地域の状況を勘案して必要な範囲までの地域とする。

イ 調査地点

大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 建設機械の種類・台数、配置、排出係数、大気汚染物質の排出量、施工方法等

(イ) 関係車両等の種類、交通量、運行経路、時間配分、排出係数等

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 大気汚染評価物質を排出する施設の種類の種類、規模・能力、燃料の種類・使用量、配置、

稼働時間、排出ガス量・時間変動、大気汚染評価物質の排出濃度・排出量、排出の方法等

(イ) 自動車等の種類、交通量、運行経路、時間配分、排出係数等

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する大気汚染評価物質の濃度等を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

ア 理論計算式による方法

イ 模型実験による方法

ウ 野外拡散実験による方法

エ 事例を引用又は解析する方法

オ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。

3 評価の手法

大気汚染評価物質の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

環境基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った大気汚染評価物質の濃度等について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で現地調査を行う。

ただし、発生源の排出濃度を測定する場合は、大気汚染防止法、県生活環境保全条例等に定める方法による。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第2 水質汚濁

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 土地利用の状況

- (ア) 実施区域の過去及び現在の土地利用の状況
- (イ) 実施区域周辺の土地利用の状況
- イ 水質汚濁の影響を受ける利水の状況
 - (ア) 水道用水、工業用水、農業用水等の利用の状況
 - (イ) 漁業、レクリエーション等の状況
- ウ 水質汚濁の発生源の状況
 - 周辺地域の水質汚濁の発生源となる可能性を持つ施設等の状況
- エ 水質汚濁評価物質等の濃度等の状況
 - 第1章別表1の水質汚濁の定義欄に定める物質等（以下「水質汚濁評価物質等」という。）の濃度等の状況
- オ 気象の状況
 - 水質に影響を及ぼす降水量等の気象の状況
- カ 水象の状況
 - 水質に影響を及ぼす河川、湖沼、地下水等の水象の状況
- キ 地形、地質及び工作物の状況
- (2) 調査方法
 - 既存資料調査又は現地調査によるものとする。
 - 調査すべき情報のうち「カ 水象の状況」については、調査地域の河川の流出、流況、湖沼の水位、地下水位の分布等の水象の特性を収集、整理する。調査地域内の観測結果が不足する場合には、現地調査を行う。
- (3) 調査地域及び地点
 - ア 調査地域
 - 水質汚濁評価物質等の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域及びその周辺地域とする。
 - イ 調査地点
 - 水質汚濁評価物質等の移流及び拡散の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
- (4) 調査の時期、期間又は時間帯
 - 水質汚濁評価物質等の移流、拡散、分解等の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。
- 2 予測の手法
 - (1) 予測の前提
 - 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。
 - ア 工事の実施
 - (ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法
 - (イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法
 - (ウ) 排出水の処理方法、処理水量、排出水の量、排出の頻度及び水質汚濁評価物質等の濃度等
 - イ 土地又は工作物の存在及び供用
 - (ア) 水質汚濁評価物質等を排出する施設の規模等の諸元、用途、配置、使用方法、使用時間等
 - (イ) (ア)の施設において使用する用水の種類、使用量及び用途
 - (ウ) (ア)の施設からの排出水の量、排出の方法、排出の頻度及び水質汚濁評価物質等の濃度等
 - (2) 予測方法
 - 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する水質汚濁評価物質等の濃度等を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

- ア 理論的解析による方法
- イ 水理模型実験による方法
- ウ 類似事例を参考にする方法
- エ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

- ア 予測地域
調査地域に準じた地域とする。
- イ 予測地点
予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

- ア 工事の実施
影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。
- イ 土地又は工作物の存在及び供用
施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大になる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。

3 評価の手法

水質汚濁評価物質等の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

環境基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った水質汚濁評価物質等の濃度等について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

ただし、発生源の水質汚濁評価物質等の濃度等を測定する場合は、水質汚濁防止法、県生活環境保全条例等に定める方法による。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第3 土壌汚染

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 土地利用の履歴等の状況

土壌汚染の可能性について、実施区域の過去の土地利用の履歴及び第1章別表1の土壌汚染の定義欄に定める物質（以下「土壌汚染評価物質」という。）の使用状況及び事業場の設置状況等

イ 発生源の状況

土壌汚染評価物質について、製造、保管又は排出を行う可能性のある主要な工場、事業場等の状況

ウ 土壌汚染の状況

3 評価の手法

土壌への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

環境基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った土壌汚染評価物質の状況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第4 騒音・低周波音

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 地形及び工作物の状況

騒音及び低周波音の伝搬に影響を及ぼす地形、地表面、工作物の位置及び規模等の状況

イ 土地利用の状況

静穏の保持を要する施設等の分布状況、用途地域の指定状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用の状況を含む。）

ウ 騒音及び低周波音の発生源の状況

工場、事業場、道路、鉄道、飛行場等の主要な騒音及び低周波音の、発生源の分布状況及び発生状況

エ 騒音レベル及び低周波音の音圧レベルの状況

総合騒音の騒音レベルの状況、工場、事業場、道路、鉄道、航空機等の特定騒音の騒音レベルの状況及び低周波音の音圧レベルの状況

(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

調査すべき情報のうち「エ 騒音レベル及び低周波音の音圧レベルの状況」については、原則として現地調査を行うとともに、騒音の測定方法は、環境基準その他の国の告示若しくは通達に定める測定方法、日本産業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

騒音又は低周波音の伝搬の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。ただし、発生源の状況については、影響を受ける周辺地域の状況を勘案して必要な範囲までの地域とする。

イ 調査地点

騒音又は低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

騒音又は低周波音の伝搬の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 建設機械の種類、台数、配置、騒音・低周波音の特性、施工方法等

(イ) 自動車の種類、交通量、騒音・低周波音の特性、運行経路、時間配分等

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 騒音及び低周波音を発生する施設を設置する工作物の用途、位置、規模、構造等

(イ) 騒音及び低周波音を発生する施設の種類、能力、用途、配置、使用時間、騒音・低周波音の特性等

(ウ) 道路、鉄道、軌道、モノレール等の用に供する施設の位置、規模、構造、供用方法等

(エ) 自動車の走行、鉄道等の運行、航空機の運航等の種類、数、騒音・低周波音の特性、運行経路、時間配分等

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する騒音レベル及び低周波音の音圧レベルを予測する。また方法の選定理由を明らかにする。

なお、予測地域内の予測の結果は、コンタ図等で表現すること。

ア 伝搬理論式による方法

イ 模型実験による方法

ウ 類似事例を参考にする方法

エ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。

3 評価の手法

騒音及び低周波音の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

環境基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った騒音について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第5 振動

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 地形及び地質の状況

振動の伝搬に影響を及ぼす地形及び地質の状況

イ 土地利用の状況

静穏の保持を要する施設等の分布状況、用途地域の指定状況その他の土地利用の状況(将来の土地利用の状況を含む。)

ウ 振動の発生源の状況

工場、事業場、道路、鉄道等の主要な振動の発生源の分布状況及び振動の発生状況

エ 振動レベルの状況

環境振動の振動レベルの状況及び工場、事業場、道路、鉄道等の特定振動の振動レベルの状況

(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

調査すべき情報のうち「エ 振動レベルの状況」については、原則として現地調査を行うとともに振動の測定方法を、振動規制法施行規則、国の告示若しくは通達に定める測定方法、日本産業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

振動の伝搬の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。ただし、発生源の状況については、影響を受ける周辺地域の状況を勘案して必要な範囲までの地域とする。

イ 調査地点

振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

振動の伝搬の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 建設機械の種類、台数、配置、振動の特性、施工方法等

(イ) 自動車の種類、交通量、振動の特性、運行経路、時間配分等

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 振動を発生する施設を設置する工作物の用途、位置、規模、構造等

(イ) 振動を発生する施設の種類、能力、用途、配置、使用時間、振動の特性等

(ウ) 道路、鉄道、軌道、モノレール等の用に供する施設の位置、規模、構造、供用方法等

(エ) 自動車の走行、鉄道等の運行、数、振動の特性、運行経路、時間配分等

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する振動レベルを予測する。また方法の選定理由を明らかにする。

なお、予測地域内の予測の結果は、コンタ図等で表現すること。

- ア 伝搬理論式による方法
- イ 類似事例を参考にする方法
- ウ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

- ア 予測地域
調査地域に準じた地域とする。
- イ 予測地点
予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

- ア 工事の実施
影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。
- イ 土地又は工作物の存在及び供用
施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。

3 評価の手法

振動の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

規制基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った振動について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第6 地盤沈下

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

- ア 土地利用の状況
地盤沈下の発生により影響を受ける土地利用及び施設等の状況（将来の土地利用の状況を含む。）
- イ 地下水の利水の状況
工業用水、上水道水、農業用水等の地下水利用の状況
- ウ 地下構造物の状況（将来も含む対象事業以外のもの）
地下水の流動を阻害する地下街、道路トンネル等の地下構造物の状況
- エ 地盤沈下の状況

地盤沈下の範囲、沈下量等の状況

オ 降水量の状況

地下水位に影響する降水の状況

カ 水象の状況

(ア) 河川の状況

河川の位置、形状・構造、水位等の状況

(イ) 地下水の状況

地下水の水位、被圧及び不圧の状況及び流動機構等の状況

(ウ) 湧水の状況

湧水の位置、湧水量等の状況

キ 地形及び地質の状況

(ア) 微地形、地形分類、地形の形成過程、断層等の状況

(イ) 表層地質及び地下における地質・帯水層・加圧層の分布及び地質構造の状況

(ウ) 軟弱地盤の分布及びその土質等の地盤の状況

(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

調査すべき情報のうち、「エ 地盤沈下の状況」については、地盤沈下等量線図等の最新の観測結果から情報の収集及び分析することとするが、必要に応じ地盤沈下の現地観測調査を行う。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

地盤沈下発生機構の特性を踏まえて対象事業より地盤沈下が生ずるおそれがあると認められる地域及びその周辺地域とする。

イ 調査地点

地盤沈下発生機構の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査時期、期間又は時間帯

地盤沈下発生機構の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間及び時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法

(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法

(ウ) 排水路の位置、規模、構造及び施工方法

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 土地の形状の変更行為後の状態

(イ) 工作物の位置、規模及び構造

(ウ) 排水路の位置、規模、構造及び排水量

(エ) 揚水施設の位置、規模、構造及び揚水量

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により生じる地下水位の低下による地盤沈下の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

ア 理論的解析による方法

イ 類似事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

- (3) 予測地域及び地点
 - ア 予測地域
調査地域に準じた地域とする。
 - イ 予測地点
予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。
- (4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯
 - ア 工事の実施
影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。
 - イ 土地又は工作物の存在及び供用
施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。

3 評価の手法

地盤沈下による影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

規制等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

- (1) 調査方法
予測を行った地盤沈下の状況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。
- (2) 調査地域及び地点
原則として、予測地域及び地点とする。
- (3) 調査時期、期間又は時間帯
事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。
- (4) 検証方法
事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第7 悪臭

1 調査の手法

- (1) 調査すべき情報
 - ア 悪臭の発生源の状況
工場、事業場、廃棄物処理施設等の主要な悪臭の発生源の分布状況
 - イ 悪臭物質の濃度等の状況
大気中における悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項に規定する特定悪臭物質の濃度及び臭気指数（又は臭気濃度）（以下「悪臭物質の濃度等」という。）の状況
 - ウ 地形及び工作物の状況
悪臭物質の移流、拡散等に影響を及ぼす起伏、傾斜等の地形及び工作物の位置、規模等
 - エ 気象の状況
悪臭物質の移流、拡散等に影響を及ぼす風向、風速、気温、日照、日射量、放射収支量又は雲量
- (2) 調査方法
既存資料調査又は現地調査によるものとする。
調査すべき情報のうち「イ 悪臭物質の濃度等の状況」については、原則として現地調査を行う。現地調査は、国の告示若しくは通達に定める測定方法又はこれらに準ずる方法によ

る。

「エ 気象の状況」については、原則として既存資料（地上気象観測結果等）により調査を行う。実施区域周辺の特殊な気象の状況を把握する必要がある場合には現地調査を行う。現地調査を行う場合は、法令等に定める方法又はこれらに準ずる方法による。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

悪臭物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。ただし、発生源の状況については、影響を受ける周辺地域の状況を勘案して必要な範囲までの地域とする。

イ 調査地点

悪臭物質の移流及び拡散の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

悪臭物質の移流及び拡散の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

廃棄物の種類、処分量、処分方法、管理方法等

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 悪臭を発生させる施設の種類、規模・能力、燃料の種類・使用量、配置、稼働時間、排出ガスの量・時間変動、悪臭物質の濃度等・排出量、排出の方法等

(イ) 悪臭を発生させる作業において使用する原材料の種類、使用方法、使用量等

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する悪臭物質の濃度等を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

ア 理論計算式による方法

イ 事例を引用又は解析する方法

ウ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。

3 評価の手法

悪臭物質の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

規制基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った悪臭物質の濃度等について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で現地調査を行う。ただし、発生源の悪臭物質の濃度等を測定する場合は、悪臭防止法等に定める方法による。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第8 廃棄物・発生土（1 廃棄物）

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

- ア 再使用・再生利用の状況
廃棄物の再使用・再生利用及びその活用の状況
- イ 廃棄物の中間処理の状況
廃棄物の減量化、安定化等中間処理の状況
- ウ 最終処分の状況
廃棄物の最終処分の状況

(2) 調査方法

既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。

(3) 調査地域及び地点

事業特性に応じ設定する。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

- (ア) 工事の種類と排出する廃棄物の種類、量、再使用・再生利用の方法及び処理・処分の方法
- (イ) 排出抑制の状況

イ 土地又は工作物の存在及び供用

- (ア) 事業の内容と排出する廃棄物の種類、量、再使用・再生利用の方法及び処理・処分の方法
- (イ) 排出抑制の状況

(2) 予測方法

廃棄物の排出量及び再使用・再生利用の量について、事業計画及び類似事例を参考に推計する方法により予測する。

(3) 予測地域

予測地域は、調査地域に準じた地域とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

着手から竣工までの期間とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

施設の稼働等が定常的な状態及び廃棄物の排出が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。

3 評価の手法

廃棄物の排出が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているかについて評価を行い、その上で環境への負荷の低減に配慮しつつできる限り再使用・再生利用により循環的な利用がされているかについて、原則として、再使用・再生利用する割合の数値目標の設定を行って評価を行う。

国、県及び市町村の計画等により数値目標等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

廃棄物の排出量、再使用・再生利用された割合について事業実績から調査を行う。

(2) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(3) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第8 廃棄物・発生土（2 発生土）

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 発生土の処分状況

発生土の最終処分場の状況

イ 発生土の利用先（ストックヤードを含む。）の状況

(2) 調査方法

既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。

(3) 調査地域及び地点

事業特性に応じ設定する。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

工事の実施

ア 工事の実施区域の土質の状況

イ 工事の施工方法

ウ 場外排出抑制の状況

(2) 予測方法

発生土の搬出量及び利用量について、事業計画及び類似事例を参考に推計する方法等により予測する。

(3) 予測地域

予測地域は、調査地域に準じた地域とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

着手から竣工までの期間とする。

3 評価の手法

発生土の搬出が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかについて評価を行い、その上でできる限り発生土の利用がされているかについて、原則として、利用する割合の数値目標の設定を行って評価を行う。

国、県及び市町村の計画等により数値目標等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

発生土の搬出量及び利用量について事業実績から調査を行う。

(2) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(3) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第9 電波障害

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 土地利用の状況

テレビジョン放送の受信の影響を受けるおそれのある住宅等の分布状況

イ 地形及び工作物等の状況

テレビジョン放送の受信に影響を及ぼす地形、建築物等の工作物の位置、規模、構造等の状況及び鉄道、航空機等の運行状況

ウ テレビジョン放送の受信状況

周辺地域における受信可能なテレビジョン放送の種類、共同受信施設、ケーブルテレビジョンによる再送信の利用等の状況

エ テレビジョン放送電波の状況

(ア) 放送局の送信機出力及び放送周波数並びに空中線の位置及び高さ

(イ) 希望波の電界強度、受信画質等

(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

テレビジョン電波障害の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

イ 調査地点

テレビジョン電波障害の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 工作物の設置に係る工事の範囲及び施工方法

(イ) タワークレーン等の大型建設機械の種類、使用時期及び設置期間

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 工作物の位置、規模及び構造

(イ) 鉄道及び航空機の運行状況

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により生じるテレビジョン電波障害の程度及び範囲を予測する。また方法の選定理由を明らかにする。

- ア 工作物による電波障害予測計算の理論式による方法
- イ 類似事例を参考にする方法
- ウ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

- ア 予測地域
調査地域に準じた地域とする。
- イ 予測地点
予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

- ア 工事の実施
影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。
- イ 土地又は工作物の存在及び供用
工事完了後及び施設の稼働等が定常的な状態で、電波障害の影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

3 評価の手法

テレビジョン放送の受信障害が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

基準、目標等がある場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った電波障害の程度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第10 日照障害

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

- ア 土地利用の状況
日影の影響を受けやすい施設の分布状況等
- イ 地形及び工作物等の状況
土地の起伏及び傾斜等の地形の状況、対象事業の実施区域周辺の土地に日影を生じさせている工作物の位置、規模、構造等の状況並びに当該工作物の日影の状況

(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。
調査すべき情報のうち「イ 地形及び工作物等の状況」については、既存工作物の日影の状況に係る調査を、日影図又は天空図の作成等の方法により行う。

(3) 調査地域及び地点

- ア 調査地域

日照阻害の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

イ 調査地点

日照阻害の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

日照阻害の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性のうち、土地又は工作物の存在及び供用に係るものについては、工作物の位置、規模及び構造を整理する。

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により生じる日影の範囲、時刻、時間等の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

ア 理論的解析による方法

イ 類似事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

予測時期等は、原則として、工作物の建設が完了した時点以後の冬至日とする。

3 評価の手法

日照阻害の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

規制等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った日照阻害の程度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第11 反射光（太陽電池）

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

- ア 土地利用の状況
反射光の影響を受けやすい施設の分布状況等
- イ 地形及び既存工作物（太陽電池）等の状況
土地の起伏及び傾斜等の地形の状況、対象事業の実施区域周辺の土地に反射光を生じさせている既存工作物（太陽電池）の位置、規模、構造等の状況並びに当該工作物（太陽電池）の反射光の状況
- (2) 調査方法
既存資料調査又は現地調査によるものとする。
- (3) 調査地域及び地点
 - ア 調査地域
反射光の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
 - イ 調査地点
反射光の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
- (4) 調査の時期、期間又は時間帯
反射光の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。
- 2 予測の手法
 - (1) 予測の前提
予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性のうち、土地又は工作物の存在及び供用に係るものについては、工作物（太陽電池）の位置、規模及び構造を整理する。
 - (2) 予測方法
次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により生じる反射光の影響の範囲、時刻、時間等の状況を予測する。また方法の選定理由を明らかにする。
 - ア 理論的解析による方法
 - イ 類似事例を参考にする方法
 - ウ その他適切な方法
 - (3) 予測地域及び地点
 - ア 予測地域
調査地域に準じた地域とする。
 - イ 予測地点
予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。
 - (4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯
予測時期等は、原則として、工作物（太陽電池）の建設が完了した時点以後の反射光の影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。
- 3 評価の手法
反射光の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。
- 4 事後調査の計画
 - (1) 調査方法
予測を行った反射光の影響の程度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

- (2) 調査地域及び地点
原則として、予測地域及び地点とする。
- (3) 調査時期、期間又は時間帯
事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。
- (4) 検証方法
事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第12 気象

1 調査の手法

- (1) 調査すべき情報
 - ア 土地利用の状況
風向及び風速の影響を受けやすい施設等の状況
 - イ 地形及び工作物の状況
風向及び風速に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等の状況
 - ウ 気象の状況
風向及び風速の状況
- (2) 調査方法
既存資料調査又は現地調査によるものとする。
- (3) 調査地域及び地点
 - ア 調査地域
風向及び風速の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
 - イ 調査地点
風向及び風速の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
- (4) 調査の時期、期間又は時間帯
風向及び風速の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

- (1) 予測の前提
予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性のうち、土地又は工作物の存在及び供用に係るものについて、次の区分ごとに整理する。
 - ア 土地の形状の変更行為後の状態
 - イ 工作物の位置、規模及び構造
- (2) 予測方法
次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する風向及び風速の状況並びに範囲を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。
 - ア 風洞実験による方法
 - イ 数値シミュレーションによる方法
 - ウ 類似事例を参考にする方法
 - エ その他適切な方法
- (3) 予測地域及び地点
 - ア 予測地域
調査地域に準じた地域とする。
 - イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

予測時期等は、原則として、対象事業の工事が完了した時点とする。

3 評価の手法

風向及び風速の変化による影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

基準、目標等がある場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った風向及び風速の変化の程度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえ、予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第13 水象（1 河川）

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 土地利用の状況

(ア) 実施区域を含む上流域の土地利用の状況

(イ) 河川流量の変化により影響を受けると想定される下流域の土地利用の状況

イ 河川の利水の状況

流量等が大きく変化すると想定される河川の利水の状況

ウ 降水量の状況

対象事業の実施区域等の降水量の状況

エ 河川等の状況

流量等が大きく変化すると想定される河川、都市下水路及び水路（以下「河川等」という。）の位置、流域界及び流域面積、低水位、計画高水位、低水流量（日流出量）、流下能力、構造、勾配、河川計画等の状況

オ 地下水の状況

地下水の水位、不圧帯水層、流向、動水勾配等の状況

カ 地形及び地質の状況

(ア) 地形の傾斜、斜面形状、地形区分の分布等の状況

(イ) 表層地質及び地表の被覆の状況

(ウ) 流出係数・浸透能等の雨水流出及び浸透に係る定数等の状況

(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

流域の特性を踏まえて対象事業により河川等の流量が変化すると認められ

る地域及びその上流域とする。

イ 調査地点

流域の特性を踏まえて調査地域における河川等の流量に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

流域の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 土地の形状の変更行為後の状態

(イ) 排水施設、浸透施設の位置、規模、構造及び水量

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する河川等の流量への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

ア 理論的解析による方法

イ 類似事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

工事完了後の影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。

また、供用開始後には、対象事業の活動が安定した状態で、河川に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

3 評価の手法

河川等の流量への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った河川等の流量の状況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえ予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第13 水象（2 地下水）

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

- ア 土地利用の状況
雨水等の地下浸透に影響する土地利用の状況
- イ 地下水及び湧水の利水の状況
地下水を利用する井戸、湧水池等の施設の状況
- ウ 地下構造物の状況（将来の状況も含む対象事業以外のもの）
地下水の流動を阻害する地下街、道路トンネル等の地下構造物の状況
- エ 降水量等の状況
地下水の涵養源である降水等の状況
- オ 河川の状況
地下水を涵養又は地下水が流出する河川の状況
- カ 地下水及び湧水の状況
地下水の流動、水位、湧水の位置、湧水量等の状況
- キ 地形及び地質の状況
 - (ア) 地形の傾斜、斜面形状、地形分類、地形の形成過程（旧地形）等の状況
 - (イ) 表層地質、地表の被覆及び地層構造の状況
 - (ウ) 透水係数・浸透能等の地下水の流動及び涵養に係る水理特性の定数等の状況

(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

調査すべき情報のうち、「カ 地下水及び湧水の状況」については、原則として現地調査によるものとし、併せて最新の既存資料から調査地域の状況を整理する。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

地下水位及び湧水量の特性を踏まえて対象事業により地下水の水位及び湧水の流量が変化すると認められる地域並びにその周辺地域とする。

イ 調査地点

地下水位及び湧水量の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

地下水位及び湧水量の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

- (ア) 土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法
- (イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法
- (ウ) 排水路の位置、規模、構造及び施工方法

イ 土地又は工作物の存在及び供用

- (ア) 土地の形状の変更行為後の状態
- (イ) 工作物の位置、規模及び構造

- (ウ) 排水路の位置、規模、構造及び排水量
- (エ) 揚水施設の位置、規模、構造及び揚水量
- (オ) 地下水涵養施設及び地下水流動保全工の位置、規模、構造等

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する地下水の水位の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

- ア 理論的解析による方法
- イ 類似事例を参考にする方法
- ウ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

- ア 予測地域
調査地域に準じた地域とする。
- イ 予測地点
予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

- ア 工事の実施
影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。
- イ 土地又は工作物の存在及び供用
工事完了後及び施設の稼働が定常的な状態で地下水に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

3 評価の手法

地下水の水位への影響が、実行可能な範囲内のできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った地下水の水位及び湧水の湧出量の状況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第13 水象（3 海域）

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

- ア 利用等の状況
流況の変化に影響を受ける漁業、海上交通、レクリエーション、海岸の計画、港湾計画等の状況
- イ 水質の状況
流況の素因となる成層における水温、塩分等の状況
- ウ 気象の状況
流況の素因となる気温、風向及び風速の状況

- エ 流況
波浪、潮汐、潮流・海流（流向、流速、周期、海流の変動特性等）等の状況
- オ 流出入量の状況
流況に影響を及ぼしている河川からの海域への流出量及び湾内外の流出入量の状況
- カ 地形の状況
流況の素因となる海岸及び海底の地形の状況

(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

調査すべき情報のうち、「オ 流出入量の状況」については、原則として、年間の季節変動等が把握できる1年間以上にわたる調査結果を収集及び解析する。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

海域の特性を踏まえて対象事業により流況が変化するおそれがあると認められる地域とする。

イ 調査地点

海域の特性を踏まえて調査地域における流況に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

海域の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法

(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態

(イ) 工作物の位置、規模及び構造

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する海域の流況への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

ア 理論的解析による方法

イ 模型実験に基づく方法

ウ 類似事例を参考にする方法

エ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

工事完了後の影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

また、施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定

可能な場合に限る。)とする。

3 評価の手法

海域の流況への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った海域の流況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第14 地象（1 傾斜地）

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 土地利用の状況

傾斜地の崩壊により影響を受ける地域の住宅等の分布状況、その他の土地利用の状況（将来の土地利用も含む。）

イ 傾斜地の崩壊が危惧される土地の分布及び崩壊防止対策等の状況

(ア) 既に傾斜地の崩壊に係る危険性が認知・危惧されている土地の分布

(イ) 当該傾斜地の崩壊防止対策等の状況

ウ 降水量の状況

当該地域の降雨特性の把握に必要な対象事業の実施区域等の降水量の状況

エ 地下水及び湧水の状況

傾斜地の安定性に影響を及ぼす地下水の水位及び湧水的位置、湧水量等の状況

オ 地形及び地質の状況

(ア) 地形の状況

地形分布、地形の走向・傾斜、斜面形状、地すべり発生の危険箇所、大規模な断層及び過去に斜面の崩壊があった箇所等の状況

(イ) 地質の状況

a 地質の種類及び分布並びに軟弱層等の分布

b 粘着力、内部摩擦角、単位体積重量等の斜面を構成する地質の物理的性質の状況

カ 植物の生育状況

傾斜地の安定性に影響を及ぼす植物の生育状況

(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

地形及び地質や土地利用などの特性を踏まえて対象事業により傾斜地の崩壊が起こるおそれがあると認められる地域及び傾斜地の崩壊が影響を及ぼすおそれがあると認められる地域とする。

イ 調査地点

地形及び地質、土地利用などの特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

地形及び地質、土地利用などの特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法

(イ) 傾斜地全体としての安定計算が必要とされる擁壁等の工作物の位置、規模、構造及び施工方法

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 土地の形状の変更行為後の状態（法面の高さ・勾配、崩壊防止対策等）

(イ) 傾斜地全体としての安定計算が必要とされる擁壁等の工作物の位置、規模及び構造

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する傾斜地の安定性の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

ア 理論的な解析による方法

イ 類似事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

傾斜地の安定性に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

傾斜地の安定性に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

3 評価の手法

傾斜地の安定性への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った傾斜地の安定性について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第14 地象（2 地形・地質）

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 地形及び地質の状況

対象事業の実施区域等の地形分布及び表層地質の状況

イ 学術上等から注目される地形・地質の状況

対象事業の実施区域等に存在する文化財保護法により指定された天然記念物、同法により登録された登録記念物、地方公共団体が指定した天然記念物のうち地質鉱物又は学術上貴重な地形・地質、鉱物、化石及び古生物（標本を除く。）（以下「学術上等から注目される地形・地質」という。）の分布状況

(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

地形及び地質の特性を踏まえて対象事業により学術上等から注目される地形・地質が影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

イ 調査地点

地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における学術上等から注目される地形・地質に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法

(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態

(イ) 工作物の位置、規模及び構造

(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況

(2) 予測方法

対象事業により学術上等から注目される地形・地質が受ける影響の内容及び程度について、類似事例を参考にする方法等により予測する。

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

地形・地質に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

地形・地質に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

3 評価の手法

学術上等から注目される地形・地質への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しく

は低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った学術上等から注目される地形・地質への影響の程度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第15 植物・動物・生態系（1 植物）

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

事業特性及び地域特性を踏まえ、次に掲げる項目のうちから、予測及び評価を行うために必要な調査項目を選択する。

ア 植物相

植物の種名及び分布状況について、次の分類により明らかにする。

(ア) 種子植物及びシダ植物

(イ) その他

イ 植生

(ア) 現存植生

(イ) 群落構造

(ウ) 潜在自然植生

ウ 重要な植物種及び植物群落

重要な植物種及び植物群落の確認地点、生育状況等

エ 生育環境との関わり

気象、水象、地象等の植物の生育基盤を踏まえた生育環境と植物との関わり

オ 緑の量

緑被面積、緑被率及び緑の体積

(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

調査すべき情報のうち「ウ 重要な植物種及び植物群落」については、「ア 植物相」及び「イ 植生」の調査結果を整理及び解析する。

「オ 緑の量」については、現存植生及び群落構造の調査結果を基に緑被面積、緑被率及び緑の体積を算出する。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

実施区域及びその周辺区域とする。

イ 調査地点

植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における種、群落等に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

植物の生育及び植生の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法

(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態

(イ) 工作物の位置、規模及び構造

(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況

(エ) 供用により植物の生育に影響を及ぼす汚染物質等の発生状況

(2) 予測方法

事業特性及び地域特性を踏まえ、次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による植物への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

ア 理論的解析による方法

イ 類似事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

原則として、ある程度の時間が経過して、植物の生育状況及び植生が安定した時期、期間又は時間帯とする。

3 評価の手法

事業特性及び地域特性を踏まえ、植物への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った植物について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第15 植物・動物・生態系（2 動物）

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

事業特性及び地域特性を踏まえ、次に掲げる項目のうちから、予測及び評価を行うために必要な調査項目を選択する。

ア 動物相

動物の種名及び分布状況について、次の分類群により明らかにする。

- (ア) 哺乳類
- (イ) 鳥類
- (ウ) 爬虫類
- (エ) 両生類
- (オ) 昆虫類
- (カ) その他

イ 重要な種、個体群及びその生息地

重要な動物の生息箇所、個体数、密度、分布、繁殖行動、食性、他種との関係等

ウ 生息環境との関わり

気象、水象、地象、植生等の生息基盤を踏まえた生息環境と動物との関わり

(2) 調査方法

既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。

調査すべき情報のうち「イ 重要な種、個体群及びその生息地」については、「ア 動物相」の調査結果を整理及び解析するとともに、必要に応じて現地調査や聞き取り調査を行う。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

実施区域及びその周辺区域とする。

イ 調査地点

動物の生息の特性を踏まえて調査地域における種及び生息地に係る影響を予測し、並びに評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

動物の生息の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

- (ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法
- (イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法

イ 土地又は工作物の存在及び供用

- (ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態
- (イ) 工作物の位置、規模及び構造
- (ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況
- (エ) 供用により動物の生息に影響を及ぼす汚染物質等の発生状況

(2) 予測方法

事業特性及び地域特性を踏まえ、次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による動物への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

ア 理論的解析による方法

イ 類似事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

原則として、ある程度の時間が経過して、動物の生息状況が安定した時期、期間又は時間帯とする。

3 評価の手法

事業特性及び地域特性を踏まえ、動物への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った動物について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第15 植物・動物・生態系（3 水生生物）

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

事業特性及び地域特性を踏まえ、次に掲げる項目のうちから、予測及び評価を行うために必要な調査項目を選択する。

ア 水生生物相

水生生物の種名、分布状況、現存量及び生息密度について、次の分類により明らかにする。

(ア) 魚類

(イ) プランクトン

(ウ) ベントス

(エ) 水草・海草・海藻類

(オ) 付着藻類

(カ) その他

イ 重要な水生生物種、個体群とその生育及び生息地

重要な水生生物の生育及び生息場所、個体数、密度、分布、繁殖状況、食性、他種との関係など

ウ 生育及び生息環境との関わり

気象、水象、地象等の生育及び生息基盤を踏まえた生育及び生息環境と水生生物との関わり

(2) 調査方法

既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。

調査すべき情報のうち「イ 重要な水生生物種、個体群とその生育及び生息地」については、「ア 水生生物相」の調査結果を整理及び解析するとともに、必要に応じて現地調査や聞き取り調査を行う。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

実施区域及びその周辺区域とする。

イ 調査地点

水生生物の生育及び生息の特性を踏まえて調査地域における種と生育及び生息地に係る影響を予測し、並びに評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

水生生物の生育及び生息の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法

(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態

(イ) 工作物の位置、規模及び構造

(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況

(エ) 供用により水生生物の生息に影響を及ぼす汚染物質等の発生状況

(2) 予測方法

事業特性及び地域特性を踏まえ、次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による水生生物への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

ア 理論的解析による方法

イ 類似事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

原則として、ある程度の時間が経過して、水生生物の生育及び生息状況が安定した時期、期間又は時間帯とする。

3 評価の手法

事業特性及び地域特性を踏まえ、水生生物への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回

避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った水生生物について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第15 植物・動物・生態系（4 生態系）

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

事業特性及び地域特性を踏まえ、生物と環境の関わり及び生物相互の関わりを中心とした観点に留意し調査等を行うため、次に掲げる項目のうちから、予測及び評価を行うために必要な調査項目を選択する。

ア 環境類型の区分

地象、水象、植物及び動物の調査結果並びに次の「イ 注目種・群集等の状況」の結果に基づく環境類型の区分

イ 注目種・群集等の状況

複数の注目種・群集等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況

ウ 生態系の機能の状況

「ア 環境類型の区分」及び「イ 注目種・群集等の状況」以外の手法による生態系の把握

(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

調査すべき情報のうち「ア 環境類型の区分」については、植物及び動物の調査結果並びに「イ 注目種・群集等の状況」の調査結果に基づき、調査地域を特徴づける生態系を環境類型ごとに区分する。

「イ 注目種・群集等の状況」については、生態系を効率的かつ効果的に把握するため、植物、動物及び水生生物の調査結果に基づき、上位性、典型性及び特殊性の観点から、複数の注目種・群集等を抽出する。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

実施区域及びその周辺区域とする。

イ 調査地点

生態系の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

生態系の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

- (ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法
- (イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法

イ 土地又は工作物の存在及び供用

- (ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態
- (イ) 工作物の位置、規模及び構造
- (ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況
- (エ) 供用により生態系に影響を及ぼす汚染物質等の発生状況

(2) 予測方法

事業特性及び地域特性を踏まえ、次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による生態系への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

ア 理論的解析による方法

イ 類似事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

原則として、ある程度の時間が経過して、生態系が安定した時期、期間又は時間帯とする。

3 評価の手法

事業特性及び地域特性を踏まえ、生態系への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った生態系について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第16 文化財

1 調査の手法

- (1) 調査すべき情報
 - ア 文化財の状況

対象事業の実施区域等に存在する文化財の種類、位置、区域、保存等の状況
 - イ 文化財の周辺の状況

文化財と一体となった周辺の環境が、その文化財の総合的価値に欠かせない場合には、文化財と一体と考えられる周辺の地形、土地利用、街並み等の状況
 - (2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。
 - (3) 調査地域及び地点
 - ア 調査地域

文化財の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域及び実施区域に係る周知の埋蔵文化財包蔵地とする。
 - イ 調査地点

文化財の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
- 2 予測の手法
- (1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

 - ア 工事の実施
 - (ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法
 - (イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法
 - イ 土地又は工作物の存在及び供用
 - (ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態
 - (イ) 工作物の位置、規模及び構造
 - (ウ) 埋蔵文化財包蔵地の土地利用計画
 - (2) 予測方法

対象事業により文化財が受ける影響の内容及び程度について、類似事例を参考にする方法等により予測する。
 - (3) 予測地域及び地点
 - ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。
 - イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。
 - (4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯
 - ア 工事の実施

文化財に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。
 - イ 土地又は工作物の存在及び供用

文化財に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。
- 3 評価の手法
- 文化財への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。
- 4 事後調査の計画
- (1) 調査方法

予測を行った文化財について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。
 - (2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第17 景観

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 主要な眺望地点及び主要で身近な視点の状況

実施区域周辺の主要な眺望地点（不特定多数の人々が利用する公共的な場所で、景観が展望できる地点のうち主要なものをいう。以下同じ。）及び対象事業の実施区域周辺の主要で身近な視点（不特定多数の人々又は周辺の住民が利用する場所で身近な景観が望める主要で身近な視点をいう。以下同じ。）の位置、種類及び利用状況並びにそれぞれの主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観の構成要素、可視領域等の状況

イ 景観資源の状況

実施区域周辺における景観資源の状況及びこれらにより形成される地域景観の特性

ウ 主要な眺望景観及び身近な景観の状況

主要な眺望地点及び主要で身近な視点から見える景観資源の状況

(2) 調査方法

既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

景観の特性を踏まえて対象事業により主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観が影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

イ 調査地点

景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観に係る影響を予測し、並びに評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

景観の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 樹木の伐採若しくは移植、土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法

(イ) 工作物の位置、規模、構造、色彩、設置期間等

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態

(イ) 工作物の位置、規模、構造、形態、色彩等

(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による景観への影響を予測する。

また、方法の選定理由を明らかにする。

- ア 理論的解析による方法
- イ 類似事例を参考にする方法
- ウ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

- ア 予測地域
調査地域に準じた地域とする。
- イ 予測地点
予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

- ア 工事の実施
景観への影響が最も大きくなる時期、期間又は時間帯とする。
- イ 土地又は工作物の存在及び供用
眺望地点等の利用状況を勘案した適切な時期、期間又は時間帯とする。

3 評価の手法

景観への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

原則として、写真撮影等とする。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象となる時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第18 レクリエーション資源

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

レクリエーション資源の状況

- ア 位置、種類、規模、特性等の状況
- イ 利用状況
- ウ 周辺の状況

(2) 調査方法

既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。

(3) 調査地域及び地点

- ア 調査地域
対象事業によりレクリエーション資源が影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
- イ 調査地点
レクリエーション資源の特性を踏まえて調査地域におけるレクリエーション資源に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

レクリエーション資源の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法

(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態

(イ) 工作物の位置、規模及び構造

(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況

(2) 予測方法

対象事業によりレクリエーション資源が受ける影響について、類似事例を参考にする方法等により予測する。

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

影響が最も大きくなる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

利用状況を勘案した適切な時期、期間又は時間帯とする。

3 評価の手法

レクリエーション資源への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行ったレクリエーション資源について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第19 温室効果ガス

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 対策の実施状況

温室効果ガスの排出若しくは使用（以下「排出等」という。）を回避若しくは低減する

ための対策又はエネルギーの使用量を削減するための対策の内容、効果等

- イ 実施区域周辺のエネルギー資源の状況
 - 実施区域周辺における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等
- ウ 法令等による基準等

(2) 調査方法

既存資料調査によるものとし、必要に応じて現地調査及び関係機関等への聞き取り調査を行う。

(3) 調査の対象範囲

事業特性、地域特性及び評価細目の特性を踏まえ、対象事業及びその周辺地域等にとどまらず、対象事業の実施により対象事業以外の事業活動等の温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性がある範囲であって、かつ、事業者が合理的に把握することが可能と認められる適切な範囲を検討し、設定する。また、併せて、その設定の根拠を明らかにする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

- (ア) 建設機械の種類、台数及び配置、施工方法等
- (イ) 温室効果ガスの排出等に係る係数
- (ウ) 伐採する樹木の状況及び樹木のバイオマス量に相当する二酸化炭素排出係数

イ 土地又は工作物の存在及び供用

- (ア) 温室効果ガスを排出等する施設の種類、規模・能力、燃料の種類・使用量、配置、稼働時間、排出ガス量・時間変動、排出の方法、廃棄物の焼却処理量等
- (イ) 温室効果ガスの排出等に係る係数

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、排出等される温室効果ガスの量又は使用されるエネルギーの量の程度及びそれらの削減の程度を予測する。また方法の選定理由を明らかにする。

- ア 温室効果ガスの排出等の量、エネルギーの使用量の係数を基に算出する方法
- イ 類似事例を参考にする方法
- ウ その他適切な方法

(3) 予測の対象範囲

事業特性、地域特性及び評価細目の特性を踏まえ、対象事業及びその周辺地域等にとどまらず、対象事業の実施により対象事業以外の事業活動等の温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性がある範囲であって、かつ、事業者が合理的に把握することが可能と認められる適切な範囲を検討し、設定する。また、併せて、その設定の根拠を明らかにする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

予測の対象とする時期、期間又は時間帯については、事業特性に応じて適切に設定する。また、次の区分については、以下のとおりとする。

ア 工事の実施

工事期間中全体とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

- (ア) 工作物の供用後、工作物の稼働が定常状態となる時期及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。
- (イ) 温室効果ガスを使用する設備機器のガス交換時若しくは移設時又は廃棄時の各時点

3 評価の手法

温室効果ガスの排出等の量、エネルギーの使用量が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が

適正になされているかについて評価を行う。

国、県及び市町村が温室効果ガスの対策に係る計画、指針等により定めた基準、目標等がある場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

排出等される温室効果ガスの量、使用されるエネルギーの量の程度及びそれらの削減の程度について、事業実績から調査を行う。

(2) 調査の対象範囲

事業計画を踏まえて予測の対象範囲を勘案して設定する。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第20 地域分断

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 地域の組織等の状況

(ア) 年齢区分別人口、世帯数及び土地利用の状況

(イ) 自治会、学校、避難場所等の状況

(ウ) 地域の組織等が利用する施設等の状況

(エ) 地域の組織等の活動の状況

イ 地域の日常的な利用施設の状況

地域住民にとって、日常生活において利用頻度が高く、地域との関わりが大きいと想定される公共施設、交通施設、商業施設等の位置及び利用の状況

(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

(3) 調査地域及び地点

調査地域は、対象事業により地域分断が生ずるおそれがあると認められる地域とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 施工の位置、規模、範囲、期間等

(イ) 分断される道路の位置及び規模、迂回路の位置等

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 工作物等の位置、規模及び構造

(イ) 分断される道路の位置及び規模、迂回路の位置等

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により生じる地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路に対する分断の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

ア 理論的な分析による方法

イ 類似事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

- (3) 予測地域及び地点
 - ア 予測地域
調査地域に準じた地域とする。
 - イ 予測地点
予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。
- (4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯
 - ア 工事の実施
地域分断に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。
 - イ 土地又は工作物の存在及び供用
地域分断に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

3 評価の手法

地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路の分断が、実行可能な範囲内のできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

- (1) 調査方法
予測を行った地域分断について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。
- (2) 調査地域及び地点
原則として、予測地域及び地点とする。
- (3) 調査時期、期間又は時間帯
事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。
- (4) 検証方法
事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第21 安全（1 危険物等）

1 調査の手法

- (1) 調査すべき情報
 - ア 災害予防に関する事項
 - (ア) 規制基準の状況
遵守すべき消防法等個別法の技術基準、市町村及び県の定める基準、指針等
 - (イ) 類似施設の状況
類似施設の供用の実績等の状況並びに事故及びトラブルの状況
 - イ 災害拡大防止に関する事項
 - (ア) 土地利用の状況
学校、病院、劇場、住宅等の保安物件の分布状況
用途地域の指定状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用を含む。）
 - (イ) 気象の状況
危険物等の漏洩を想定した場合の拡散に影響を及ぼす風向及び風速の状況
 - (ウ) 地形及び工作物の状況
危険物等の漏洩を想定した場合の拡散に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等の状況
- (2) 調査方法
既存資料調査又は現地調査によるものとする。
調査すべき情報のうち「ア－(ア) 規制基準の状況」については、既存資料調査のほか、関

係機関等への聞き取り調査を行う。

「イー(イ) 気象の状況」については、原則として既存資料（地上気象観測結果）により調査を行い、観測結果が不足する場合には現地調査を実施するなどにより適切に情報を把握する。

(3) 調査地域及び地点

調査地域は、災害拡大防止の観点から、危険物等の漏洩等による災害により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を踏まえた事業特性のうち、土地又は工作物の存在及び供用に係るものについて、次の区分ごとに整理する。

ア 取扱う危険物等の種類、特性、量、処理条件等

イ 危険物等を取扱う施設に使用する材料、施設の構造、耐震性能等

ウ 事業所全体及び施設ごとの災害予防、災害拡大防止のための設備、措置、保安の向上のため事業者自ら定める基準、規定等

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、災害予防及び災害拡大防止の状況について予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

ア 論理的解析による方法

イ 類似事例から推定する方法

ウ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

予測地域は、調査地域に準じた地域とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。

3 評価の手法

ア 災害予防の観点による評価

危険物等による災害の発生が、実行可能な範囲内でできる限り回避されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

イ 災害拡大防止の観点による評価

危険物等による災害が発生した場合に周囲へ与える影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

危険物等を取扱う施設等において環境保全対策が確実に実施されているかについて、現地調査又は聞き取り調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

第21 安全（2 交通）

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 道路等の状況

(ア) 対象事業の実施区域に関連性の高い道路の配置状況

(イ) 道路の種類、道路の性格等

イ 交通量の状況

自動車交通及び歩行者の方向、量、渋滞等の状況

ウ 通学路等の状況

エ 交通安全施設、交通安全対策等の状況

(ア) 歩道、ガードレール等の交通安全施設の設置状況

(イ) 道路管理者等が行っている交通安全対策等の状況

(2) 調査方法

既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

交通の特性を踏まえて対象事業により交通の安全に影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

イ 調査地点

交通の特性を踏まえて調査地域における交通の安全に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

交通の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

自動車の通行経路、発生集中交通量等

イ 土地又は工作物の存在及び供用

自動車の通行経路、発生集中交通量等

(2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する地域の交通安全の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

ア 理論計算式による方法

イ 類似事例を参考にする方法

ウ その他適切な方法

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

周辺の交通への影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

対象事業の活動が安定した状態に達した後、周辺の交通への影響が的確に把握できる時

期、期間又は時間帯とする。

3 評価の手法

交通の安全への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った交通の安全について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

附 則（平成11年5月28日環審第15号）

（適用期日）

1 この技術指針は、平成11年6月12日から適用する。

（経過措置）

2 この技術指針の運用の際現に実施計画書が提出されている対象事業については、改正前の技術指針に定めるところによる。

3 この技術指針の運用の際神奈川県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成9年神奈川県条例第31号）による改正前の条例に基づき予測評価書案の提出がされている法対象事業であって評価書及び条例評価書が提出されていないものについては、神奈川県環境影響評価技術指針（昭和56年神奈川県告示第312号）に定めるところによる。

附 則（平成12年5月1日環計第9号）

（適用期日）

1 この技術指針は、平成12年5月1日から適用する。

（経過措置）

2 この技術指針の適用の際現に実施計画書又は予測評価書案が提出されている対象事業については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月26日環計第82号）

この技術指針は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成20年3月27日環計第125号）

（適用期日）

1 この技術指針は、平成20年4月1日から適用する。ただし、この技術指針の適用の日から平成20年6月30日までの間に実施計画書が提出される対象事業については、改正前の技術指針に定めるところによることができる。

（経過措置）

- 2 この技術指針の適用の際現に実施計画書又は予測評価書案が提出されている対象事業については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月15日環計第86号）

（適用期日）

- 1 この技術指針は、平成22年3月15日から適用する。
（経過措置）
- 2 この技術指針の適用の際現に実施計画書又は予測評価書案が提出されている対象事業については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月29日環計第55号）

この技術指針は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月22日環計第70号）

（適用期日）

- 1 この技術指針は、平成30年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この技術指針の適用の際現に実施計画書が提出されている対象事業又は方法書及び条例方法書が提出されている法対象事業については、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月23日環計第1970号）

この技術指針は、令和4年1月1日から適用する。